

平成26年度  
多量・頻回購入防止事業  
公募要領

平成26年 4 月

厚生労働省

## 1. 総則

平成26年度多量・頻回購入防止事業実施要綱に基づく事業を実施する法人の公募については、この要領に定めます。

## 2. 業務内容

本事業の業務は、平成26年度多量・頻回購入防止事業実施要綱（平成26年4月1日付薬食発0401第5号。以下「実施要綱」という。）及び平成26年度多量・頻回購入防止事業委託費交付要綱（平成26年4月1日付厚生労働省発薬食0401第4号）に規定する業務とします。

## 3. 応募要件

以下の全ての要件を満たす法人とします。

- ①本事業を適切に実施できる能力を有すること。
- ②医薬品のインターネットでの販売を含め、薬局及び店舗販売業での医薬品の販売業務について、幅広い知見及び経験を有すること。
- ③多量・頻回購入を防止すべき品目リストの策定、及び複数店舗をまたいだ医薬品の多量・頻回購入を防止するための方策の検討に必要な、幅広い知見及び経験を有すること。

## 4. 予算額

(1) 平成26年度予算額 5,910千円（予定）

(2) 補助対象経費

人件費、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、委託費

※詳細は、平成26年度多量・頻回購入防止事業委託費交付要綱（平成26年4月1日付厚生労働省発薬食0401第5号）を参照してください。

## 5. 事業の実施期間

採択日 ～ 平成27年3月31日

## 6. 応募法人の審査

(1) 審査方法

法人の採択については、医薬食品局総務課において、応募要件に該当する旨を確認した後、申請内容等を審査します。審査に当たっては、当省に設置する多量・頻回購入防止事業実施法人選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を組織し、審査委員会の意見を聴いて定めた審査基準に基づき実施します。

審査委員会では、申請者から提出された応募書等の内容について書類審査及び必要に応じヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる応募法人を選定し、採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので、あらかじめご承知置きください。

## (2) 審査手順

審査は、以下の手順により実施されます。

### ①形式審査

提出された応募書類について、医薬食品局総務課で応募要件への適合性について審査します。応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

### ②書類審査

審査委員会により、書類審査を実施します。提出書類については、8の(2)の③提出書類及び部数を参照してください。

### ③ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、申請者（代理も可）に対してヒアリング審査を実施します。

### ④最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、法人を採択します。

## (3) 審査事項

審査事項は、以下のとおりです。

### ①事業実施体制及び事業実施能力について

以下の事項において、総合的に優れているか。

- ・事業を実施するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制等）を有しているか。
- ・事業を的確に実施するために十分な実施能力及び管理運営能力があるか。
- ・実施する業務について十分な理解があるか。
- ・過去に類似の事業を実施した経験及び実績があるか。
- ・複数店舗をまたいだ医薬品の多量・頻回購入を防止するための方策の提案に当たり、複数の方策を立案した上で、最も適切な方策について専門家や関係者の意見を踏まえて検討し、提案する能力を有しているか。

### ②本事業の実施に必要な知見について

ア 医薬品のインターネットでの販売を含め、薬局及び店舗販売業での医薬品の販売業務について、十分な知見を有しているか。

イ 多量・頻回購入を防止すべき品目リストの策定に当たって、十分な知見を有しているか。

ウ 複数店舗をまたいだ医薬品の多量・頻回購入を防止するための方策の提案に当たって、十分な知見を有しているか。

### ③予定している事業内容及び事業計画について

ア 予定している事業内容は、本事業の目的に合致しているものであるか。

イ 予定している事業内容は、実施要綱に定める「事業内容及び実施方法」に合致しているものであるか。

ウ 事業計画は、本事業の実施期間中に、実施要綱に定める「事業内容及び実施方法」を完了させる観点から見て、妥当なものとなっているか。

エ 実施要綱に定める「事業内容及び実施方法」において、多量・頻回購入を防止すべき品目リストの策定、及び複数店舗をまたいだ医薬品の多量・頻回購入を防止するための方策の提案に当たり、専門家や関係者への意見聴取を行うこととしているが、当該聴取を行う予定としている専門家及び関係者が、実行可能な品目リストの策定や方策を提案するために、十分かつ、妥当なものとなっているか。

### (4) 審査結果の通知等

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募法人に対して通知する予定です。

委託費については、採択の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。

## 7. 事業の実施について

採択決定後、必要な手続きを経た後、速やかに事業を実施していただくこととなります。業務は、上記2に記載したとおり実施要綱や交付要綱に従っていただきます。

## 8. 応募方法等

### (1) 応募書の作成及び提出

「平成26年度多量・頻回購入防止事業実施法人応募書」（別紙様式）を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

### (2) 応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

#### ①提出期間

平成26年4月18日（金）から平成26年5月16日（金）（必着）

#### ②提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局総務課総務係 あて

問い合わせ先：同上

TEL：03-5253-1111（内線2708）

FAX：03-3591-9044

※ 問い合わせ時間：平日の午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く。）

③提出書類及び部数

以下のア及びイの資料を封筒に入れ「平成26年度多量・頻回購入防止事業実施法人応募書」と表に朱書きして提出してください。

ア 「平成26年度多量・頻回購入防止事業実施法人応募書」及びその参考資料  
3部

イ 法人の概要や経歴、定款（又は規約）、業務方法書など応募法人の活動が分かる資料 1部

(3) 留意事項

- ①応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」又は「電子メール」による提出は受け付けません。
- ②応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、余裕を持って投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。
- ③提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意してください。
- ④応募書類の差し替えは固くお断りいたします。
- ⑤応募書はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した提出文書を提出してください。様式は、厚生労働省のホームページよりダウンロードできます。

9. 応募・審査スケジュール（予定）

応募期間：平成26年4月18日（金）から平成26年5月16日（金）（必着）

審査：5月中旬～下旬

採択・不採択の連絡：5月下旬

※上記は目安であり、変更されることがあります。